

八ツ場ダムに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年一月二十七日

参議院議長 江田 五月 殿

脇 雅 史

八ッ場ダムに関する質問主意書

平成二十一年十一月十日付け「八ッ場ダムに関する質問主意書」（第一七三回国会質問第三一号）において、利根川水系の洪水対策、渇水対策の計画に基づき、科学的根拠となる資料を添えて、建設を中止するとする具体的な理由の説明を求めたにもかかわらず、同月二十日付け同質問に対する答弁書（内閣参質一七三第三一号）においては、具体的な根拠に基づく理由が何ら示されていない。

については、同答弁書の内容に関連して、以下質問する。

一 利根川水系の洪水対策、渇水対策の計画にどのような問題があるかという点を踏まえ、科学的根拠となる資料を添えて、中止理由について具体的に再度説明されたい。

二 国土交通省所管のダムを建設した場合に、「ダム下流における河川の水質悪化」が起こった事例及び起こらなかった事例を具体的に示されたい。

また、水質悪化が起こった事例に対応するため、どれだけの費用が生じたのか具体的に示されたい。

三 国土交通省所管のダムを建設した場合に、「土砂の流れが遮断されることによる河床低下及び河口部の海浜後退等」が生じた事例及び生じなかった事例について、具体的に示されたい。

また、河床低下及び海浜後退等が生じた事例に対応するため、どれだけの費用が生じたのか具体的に示されたい。

四 同答弁書中、八ツ場ダムについて「多額の事業費を執行してきたにもかかわらずいまだ完成していない」とはどういうことを言っているのか、具体的に説明されたい。

五 八ツ場ダムについて、長期間が経過したのになぜ完成しないのか、その理由を具体的に説明されたい。
右質問する。